
第2回 江府町議会 3月定例会 会議録（第3日）

令和7年3月21日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 議案訂正について（議案第42号 令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号））
- 日程第2 議案第4号 除雪ダンプトラック購入契約の締結について
- 日程第3 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第15号 旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第16号 旧御机分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第17号 江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第18号 江府町江尾地区活性化施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第19号 江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第20号 江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第21号 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第19 議案第22号 令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

- 日程第21 議案第24号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第22 議案第25号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
予算
- 日程第23 議案第26号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘
定）予算
- 日程第24 議案第27号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和7年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和7年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和7年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和7年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第34号 令和7年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第32 議案第36号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第5号）
- 日程第33 議案第39号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第40号 令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第35 議案第41号 令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第42号 令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求
める陳情書

(総務経済常任委員会)
- 日程第38 陳情第2号 鳥取西部風力発電事業に関する陳情書

(総務経済常任委員会)
- 日程第39 陳情第3号 国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情

(総務経済常任委員会)
- 日程第40 発議第1号 国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書
の提出について
- 日程第41 発議第3号 江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

- 日程第42 議員派遣の件について
- 日程第43 閉会中継続調査について（議会運営委員会）
- 日程第44 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正について（議案第42号 令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号））
- 日程第2 議案第4号 除雪ダンプトラック購入契約の締結について
- 日程第3 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第15号 旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第16号 旧御机分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第17号 江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第18号 江府町江尾地区活性化施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第19号 江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第20号 江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第21号 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第19 議案第22号 令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

- 日程第21 議案第24号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第22 議案第25号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第23 議案第26号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- 日程第24 議案第27号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和7年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和7年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和7年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和7年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第34号 令和7年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第32 議案第36号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第39号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第40号 令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第41号 令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第42号 令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(総務経済常任委員会)
- 日程第38 陳情第2号 鳥取西部風力発電事業に関する陳情書
(総務経済常任委員会)
- 日程第39 陳情第3号 国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情
(総務経済常任委員会)

(追加議事日程)

- 追加日程第1 議案第43号 江府町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第2 議案第44号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

ついて

追加日程第3 議案第45号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

追加日程第4 議案第46号 江府町副町長の選任について

追加日程第5 議案第47号 日野町江府町日南町衛生施設組合理約を変更する協議について

追加日程第6 議案第48号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）

日程第40 発議第1号 国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書の提出について

日程第41 発議第2号 江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第42 議員派遣の件について

日程第43 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第44 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

出席議員（10名）

1 番 加 藤 邦 樹	2 番 加 藤 周 二	3 番 芦 立 喜 男
4 番 森 田 哲 也	5 番 川 端 登志一	6 番 阿 部 朝 親
7 番 三 輪 英 男	8 番 長 岡 邦 一	9 番 川 端 雄 勇
10 番 三 好 晋 也		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤 原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃

午前 10 時 00 分開議

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は 10 名です。

地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、令和 7 年第 2 回江府町議会 3 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第 1 議案訂正について（議案第 42 号 令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号））

○議長（三好 晋也君） 日程第 1、議案訂正について（議案第 42 号令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号））の訂正の件を議題とします。

提案者から訂正理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案の訂正の件でございます。令和 7 年 3 月 5 日に請求した本事件は、次の理由により訂正いたしたく、江府町議会規則第 20 条の規定により、請求いたすものでございます。件名は、議案第 42 号の令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）で、地方債の補正について訂正するものでございます。申し訳ございませんでした。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 42 号についてご説明をさせていただきます。議案綴りをご覧くださいと思います。3 月 5 日のものから修正箇所がございます。それについてご説明をさせていただきます。令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）の下がっていただきまして、第 4 条、企業債のところがございます。よろしいでしょうか。右のページに移っていただきまして、上段が既決額、下段が補正予定ということになっております。下段のほうに赤字で抹消線なり、修正後の金額を入れさせていただいておりますが、資本的

平準化事業につきまして、修正前が４，７２０万、これを４，９００万に修正をさせていただければと思います。これに伴いまして、一番下の合計欄でございますが、修正前７，７７０万だったものを７，９５０万に修正をさせていただければと思います。この度は、十分な確認ができていなかったということでございます。よろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（三好 晋也君） お諮りいたします。

ただいま、議題となっています議案第４２号、令和６年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）についての訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は訂正を許可することに決しました。

日程第２ 議案第４号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明・質疑は終わっております。

討論、採決の進行は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第２、議案第４号、除雪ダンプトラック購入契約の締結についてを議題といたします。

ただちに、討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第４号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第３ 議案第６号

○議長（三好 晋也君） 日程第３、議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定についてを議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 6 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 7 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 4、議案第 7 号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 7 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 8 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 5、議案第 8 号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 6、議案第 9 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第10号

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第10号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第11号

○議長（三好 晋也君） 日程第8、議案第11号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第12号

○議長（三好 晋也君） 日程第 9、議案第 12 号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 12 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 13 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 10、議案第 13 号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 13 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 議案第 14 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 11、議案第 14 号、江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 14 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2 議案第 1 5 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 2、議案第 1 5 号、旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 3 議案第 1 6 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 3、議案第 1 6 号、旧御机分校に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 6 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 4 議案第 1 7 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 4、議案第 1 7 号、江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

(川端雄勇議員退場)

午前 10 時 09 分休憩

午前 10 時 10 分再開

○議長(三好 晋也君) 再開します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 17 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 10 分休憩

(川端雄勇議員着席)

午前 10 時 10 分再開

日程第 15 議案第 18 号 から 日程第 16 議案第 19 号

○議長(三好 晋也君) 再開します。

日程第 15、議案第 18 号、江府町江尾地区活性化施設に係る指定管理者の指定についてから、
日程第 16、議案第 19 号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてまで、
以上、2 議案を一括議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 117 条の規定によって、三輪英男君の退
場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

(三輪英男議員退場)

午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 11 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第 15、議案第 18 号、江府町江尾地区活性化施設に係る指定管理者の指定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 18 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16、議案第 19 号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について。討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 19 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 12 分休憩

.....
(三輪英男議員着席)

午前 10 時 13 分再開

.....
日程第 17 議案第 20 号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第 17、議案第 20 号、江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 117 条の規定によって、阿部朝親君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩します。

(阿部朝親議員退場)

午前 10 時 13 分休憩

.....

午前 10 時 13 分再開

○議長(三好 晋也君) 再開します。

議案第 20 号の討論に入ります。

[討論なし]

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 20 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三好 晋也君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 14 分休憩

.....

(阿部朝親議員着席)

午前 10 時 14 分再開

.....

日程第 18 議案第 21 号

○議長(三好 晋也君) 再開します。

日程第 18、議案第 21 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員会から、審査報告書の説明を求めます。

一般会計予算特別委員会委員長、森田哲也君。

○一般会計予算特別委員会委員長(森田 哲也君)

.....

報 告 書

1. 事 件 名 (1) 令和 7 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
2. 事件の内容 予算審議
3. 審議の経過 令和 7 年 3 月 5 日、第 2 回江府町議会 3 月定例会(第 1 日)において付託された上記予算について、令和 7 年 3 月 7 日、10 日委員会を開催して審議し

た。

4. 決定及びその理由 本件について可とする。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり付託された1議案を可とする旨決定したので報告する。

令和7年3月21日

江府町議会一般会計予算特別委員会

委員長 森田哲也

江府町議会議長 三好晋也 様

.....
——おめくりいただきたいと思います。
.....

一般会計予算特別委員会参考意見

令和7年度の一般会計予算は、51億1,200万円で、前年度比－5.9%、金額にして3億2,000万円の減額となっている。主な事業としては、保育園らしくない保育園事業、1億5,840万円を始め地方公共団体システム標準化対応事業、池ノ内湖岸線トンネル改修工事、災害防除事業など多岐にわたっている。特に、保育園らしくない保育園事業においては、コミュニティパーク構想のもと町民にとっても期待が膨らんできている。起債残高は、一般会計で43億7,400万円、特別会計、公営企業会計と合わせ70億3,200万円となり、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が直近の令和5年度で16.8%となっている。今後は、実質公債費率の上昇を抑えながら他の自治体にはない公共資源を有効に活用した新しい事業展開や、さらなる住民サービスの向上に努められたい。

総務課

- (1) 武庫駅の公衆トイレは、改修計画がないようだが、入り口の扉は壊れており、修理が必要である。さらに、男女兼用で和式となっている。今後、改修を要望する。
- (2) 最近、各自治体で公用車のテレビ受信機について、NHK受信料未払いが大きな問題となっており、800万円以上も未払いとなっている自治体もあると報道されました。江府町においても未払いの可能性も含め調査願いたい。
- (3) 奥大山スキー場は営業休止が継続する中で、レストハウス等解体したが、エバーランド奥大山の老朽化も進んでおり、リフトを含め大きな問題にならないような対応を取っていただきたい。

- (4) 町の消防団は、第一分団20名、第二分団21名、第三分団4名となっており、令和5年度から2名の減員となり10名の欠員状態である。また、交通安全指導員についても欠員状態である。今後、共に定員を満たすように啓発活動を進められたい。

住民生活課

- (1) 塵芥処理の一環として生ごみ処理機購入費補助金制度を導入し、家庭から出る生ごみを減量することの目的は理解できるが、町として過去に実施した経緯があり、そのとき生ごみ処理機本体がゴミとして出されたことがあり、慎重に対応されたい。

.....

——めくっていただきます。

.....

- (2) コンビニエンスストアでの各種証明書の発行は、令和6年度が住民票20%、印鑑証明13%と安価な手数料にもかかわらず低調である。操作が簡単で発行できるよう検討されたい。

産業建設課

- (1) 令和7年1月に発生した江府町地内で捕獲されたイノシシから豚熱の陽性が確認され、奥大山地美恵は自主規制により、イノシシの処理を行っていない。受け入れるために必要な施設や機器が必要になることも考えられる。町としても稼働に向けて対応を願いたい。
- (2) 新たな産業としてのサーモンの陸上養殖において、旧米沢小学校で水源確保のため、深さ150mを電気探査の予定だが、質・量ともに満足できれば井戸掘削を進めて頂きたい。
- (3) 道路維持管理において、広域農道下蚊屋俣野線は昨年の予算委員会で、この道路は落石や雪崩の危険があり、除雪はやめる予定だったが今季は除雪している。今後、協議の上、検討願いたい。

教育委員会

- (1) 全国的に城ブームであり、多くの人が江美城周辺に訪れている。これから金箔瓦を専門機関に分析していただき年代等を調べる予定だが、金箔瓦はもっとある可能性もあり、本丸側や東祥寺側など発掘調査してはどうか。
- (2) クラウドファンディングでの寄付金を財源とした海外研修派遣事業は、計画の3年が終了するため本年度は廃止の予定であるが、江府町の将来を担う子供たちが海外へと広く視野を広げグローバルな視点で物事を考え行動ができる人材になる必要があり、そのための財源を確保し、この事業の継続を強く望む。議会としても財源確保のためには協力を惜しまない。
- (3) 民俗資料館について、多くの方に来館していただいている。現在は仮設トイレとなってい

る。いずれは、本設にすると検討しているようだが、そのときには、女性のこと等を考えて設置していただきたい。

.....

以上です。

○議長（三好 晋也君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

.....

日程第 1 9 議案第 2 2 号 から 日程第 3 1 議案第 3 4 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 9、議案第 2 2 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算から、日程第 3 1、議案第 3 4 号、令和 7 年度江府町下水道等事業会計予算の 1 3 議案を一括議題といたします。

特別会計等予算特別委員会から、審査報告書の説明を求めます。

特別会計等予算特別委員会委員長、川端登志一君。

○江府町特別会計等予算特別委員会委員長（川端登志一君） 失礼をいたします。

.....

報告書

1. 事件名

- （1）令和 7 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算
- （2）令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- （3）令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- （4）令和 7 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算

- (5) 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- (6) 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- (7) 令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- (8) 令和7年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- (9) 令和7年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- (10) 令和7年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- (11) 令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- (12) 令和7年度江府町簡易水道事業会計予算
- (13) 令和7年度江府町下水道等事業会計予算

2. 事件の内容 予算審議

3. 審議の経過 令和7年3月5日、第2回江府町議会3月定例会（第1日）において付託された前記13件の予算について、令和7年3月12日に委員会を開催して審議した。

4. 決定及びその理由 いずれの事件についても可とする。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり原案を可とする旨決定したので報告する。

令和7年3月21日

江府町議会特別会計等予算特別委員会

委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好晋也 様

.....
——おはぐりください。
.....

特別会計等予算特別委員会参考意見

・移住促進住宅特別会計

今後の移住定住促進に向け、適切な維持管理運営を行われたい。

・国民健康保険特別会計（事業勘定）

被保険者は470名前後である。県内の保険料の標準化が行われているが、保険料の激変が行われないよう努め適切な国保事業運営に努められたい。また、健康診断等の受診率向上を促進し、早期発見・早期治療に努め、医療費の抑制を図られたい。

・国民健康保険特別会計（施設勘定）

技術職の人手不足については、人員確保について何らかの先手を打つような対応が必要である。その実現により働き方改革及び職場環境の整備にもつながると考える。また、俣野診療所は地域医療の医師を育てる重要な場であり、環境整備並びに施設の改修については早急に対応されたい。

・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

介護認定率は、令和6年9月末現在で23.6％となっている。フレイル予防等の実施により健康で安心安全な生活が維持できるよう努力されたい。また、要介護から要支援に移行された方へのサービス低下が懸念されるため、理解を得られる十分な説明並びに支援をお願いしたい。

・介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）

要支援者への適切なケアマネジメントと予防プランを行うことにより重度化を防ぎ安心した住宅生活が送れるよう適切な対応に努められたい。

・索道事業特別会計

リフトはスキー場が休止中であり利用されていないが、自然塾や木谷沢溪流の整備に伴い、入場者は増加しており、その活用が期待される状況である。夏場のリフト運行を検討されたい。

・簡易水道事業会計

本管の漏水調査、修繕により、無収水量の減少を図ることにより、水道会計の健全化を推進されたい。

・下水道等事業会計

下水道管の老朽化等に伴う不明水の流入が考えられるため、処理施設の改修・修繕に併せ、計画的に点検し、必要に応じて修繕を行うよう検討されたい。

.....
以上であります。

○議長（三好 晋也君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第19、議案第22号、令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 23 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 24 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 25 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 6 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 7 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 2 8 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6、議案第 2 9 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7、議案第 3 0 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 0 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8、議案第 3 1 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 9、議案第 3 2 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 0、議案第 3 3 号、令和 7 年度江府町簡易水道事業会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 1、議案第 3 4 号、令和 7 年度江府町下水道等事業会計予算の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 3 2 議案第 3 6 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 2、議案第 3 6 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 5 号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 3 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 3、議案第 3 9 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 4 0 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 4、議案第 4 0 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 0 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 5 議案第 4 1 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 5、議案第 4 1 号、令和 6 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 6 議案第 4 2 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 6、議案第 4 2 号、令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 7 陳情第 1 号 から 日程第 3 9 陳情第 3 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 7、陳情第 1 号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書から、日程第 3 9、陳情第 3 号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情までの 3 議案を一括議題といたします。

陳情書等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君） 失礼をいたします。

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 陳情第1号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(2) 理 由

本委員会では、最低賃金法第9条第3項の文中「労働者の健康で文化的な生活を営むことが出来るよう」に対し、現状においては、未だ不十分と認めながらも、一方で、本条第2項には「通常の支払い能力を考慮して定められなければならない」とある。本件の目指す位置に直ちに引き上げるには、中小企業並びに小規模事業所への政府による支援策の整合性も直ちに発揮されねば、それら事業者の事業継続に不安を残すことになる懸念せざるを得ない。また、全国一律とすることは可処分所得等において格差の拡大の可能性もまた否定できない。従って、慎重な実現を目指すべきと結論し、よって本件は、趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和7年3月21日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好晋也 様

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第2号)

鳥取西部風力発電事業に関する陳情書

(2) 理 由

本町は、雄峰大山の裾野に広がる風光明媚な土地柄であり、自然景観に恵まれ、それ故に大山隠岐国立公園の一部となっている。また、町全域は優れた自然環境と農業のバランスが保たれ安心安全な農産物の生産に適した地域の証である「環境王国」の厳しい認定条件をクリアしており、町民及び行政と議会はこれを守り続けなければならない。更には景観法に準拠した鳥取県景観形成条例により定められた、鳥取県景観計画においては全町域が、大山景

観形成重点区域に指定されている。当該条例により案件発生時には知事に於いて町長に意見を聴くこととなっている。従って以上のような根拠に基づき協議及び審議がなされ回答することとなる。また、他町長の反対意見については、環境影響評価配慮書並びに同評価方法書に基づく反対意見であり、今後、現地調査結果に基づいた準備書が作成されれば、改めて意見を申し述べるとなっている。本町には計画書など本件端緒となるものなどが存在せず、審議は一層慎重にならざるを得ない。しかしながら、本件当該活動は郷土愛の発露と言えるものであり賛同の意を表すところである。今後の進展を注視し、本陳情書の提言を真摯に受け止め周辺町の動向なども観測しつつ対応に努める。よって本件は、趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 21 日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好晋也 様

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第 3 号)

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情

(2) 理 由

昨年来の食に係る国民の困惑は、周知のとおりである。特に主食である「米」に関して様々な情報が錯綜し、混乱に拍車をかけている状況であることから、早急に安心安全な「食」を適正に確保することは、陳情者のみならず国民すべての願いであると考えます。また、持続可能な農業の在り方については、まさに本件主張に異を唱えるものではない。よって、当委員会は本案件について採択と決するものである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 21 日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好晋也 様

.....

以上であります。

○議長（三好 晋也君） 日程第 37、陳情第 1 号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書から、日程第 39、陳情第 3 号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情までの 3 件の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論、採決の進行は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 37、陳情第 1 号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

陳情第 2 号、鳥取西部風力発電事業に関する陳情書の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

陳情第 3 号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 47 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

おはかりいたします。先程、白石町長から、議案第 43 号、第 44 号、第 45 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 として、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。議案第 43 号、第 44 号、第 45 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 43 号 から 追加日程第 3 議案第 45 号

○議長（三好 晋也君） 追加日程第 1、議案第 43 号、江府町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてから、追加日程第 3、議案第 45 号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、以上 3 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 43 号でございます。江府町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日施行となることに伴い、これに準じた町条例の所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 44 号でございます。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日施行となることに伴い、これに準じた町条例の所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 45 号でございます。江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日施行となることに伴い、これに準じた町条例の所要の改正を行うも

のでございます。以上、議案第４３号から第４５号の３議案は、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第４３号から、第４５号まで。いずれも議案書により説明をさせていただきます。議案第４３号、江府町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。宿泊料金の高騰その他、社会情勢の変化を鑑み、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和７年４月１日施行となります。これに伴いまして、日当廃止、宿泊料の上限引き上げ、地域区分の設定など所要の改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。旅費の支給第３条です。該当する職員はおりませんけれども、新設の第６号から８号に外国に勤務している場合について、その旅費を本人や配偶者、亡くなった場合は遺族に支給できる規定を設けるものでございます。続いて、旅費の種類です。第６条、第６項の日当に関する規定を削除いたしまして、第７項として宿泊手当を新設します。旅費の計算第９条、第１１条で日当を削除。改正前、第１８条の日当の額を削除いたします。改正後、第１９条で宿泊手当の額を別表に定めることを規定いたしまして、第２２条、第２３条の内日当を削除いたします。最下段に降りていただきまして、別表をご覧ください。まず、別表１、右側改正前の日当を削除いたします。改正後、宿泊手当一夜につき２，４００円を規定いたします。また、車賃１キロメートル２５円だったものを３７円に。それから、これまで既定しておりました、職階別の支給条件、こちらを廃止いたします。みんな同じ条件となります。次に、別表第３です。宿泊料につきまして、都道府県別の定額支給を規定いたします。備考として、宿泊先が外部から指定された場合など、特別な事情があり、この宿泊料を超える場合、こちらについては、実費支給することができるという規定を整備しております。附則といたしまして、施行期日、令和７年４月１日を規定しております。

続きまして、議案第４４号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。改正の理由につきましては、議案第４３号と同様ですので省略をいたします。新旧対照表をご覧ください。費用弁償第４条におきまして、旅費支給を規定。その額について定めた別表第２でございます。先ほどの議案第４３号と同様、これまで県内県外として定めていた宿泊料を都道府県別の定額支給とし、表を新設いたします。また、備考として宿泊先が外部から指定された場合など特別な事情があり、この宿泊料を超える場合は実費支給することができる規

定を整備しております。附則として、施行期日令和7年4月1日を規定しております。

次に、議案第45号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。こちらも改正の理由は、先の2件と同様ですので省略いたします。新旧対照表をご覧ください。旅費第5条で日当を削除、宿泊手当を新設。そして、これらの額を別表に定めることを規定いたします。別表第2、右側改正前の日当を削除。改正後、宿泊手当1夜につき2,400円を規定いたします。また、車賃1キロメートル25円だったものを37円に。宿泊料について、この表から削除いたしまして別に都道府県別の定額支給を規定。備考として、宿泊先が外部から指定された場合など、特別な事情があり、この宿泊料を超える場合については、実費支給することができる規定を整備しております。附則として、施行期日令和7年4月1日を規定しております。詳細説明は、以上です。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

追加日程第1、議案第43号、江府町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第44号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第45号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第46号

○議長（三好 晋也君） 追加日程第4、議案第46号、江府町副町長の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時57分休憩

.....
午前10時58分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第46号でございます。江府町副町長の任命についてでございます。

江府町副町長 八幡徳弘は、令和7年4月1日で任期満了となるため、次の者を任命したいので、

地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得たく、提案いたしますのでございます。鳥取県米子市吉谷 八幡徳弘。なお、任期は、令和7年4月2日から4年間でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第46号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第46号、本案は原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

追加日程第5 議案第47号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

追加日程第5、議案第47号、日野町江府町日南町衛生施設組合理約を変更する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第47号でございます。日野町江府町日南町衛生施設組合理約を変更する協議についてでございます。本案は、日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所を移転するにあたり、組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得たく、提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から

説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。そういたしますと、議案綴りを1枚おはぐりいただければと思います。日野町江府町日南町衛生施設組合理約の一部を改正する規約でございます。下段のほうに書いてございますが、次のように改正するということで、改正前、改正後を併記させていただいております。改正前の第4条、組合の事務所の位置でございますが、江府町大字江尾1717番地1、江府町役場内に置くとしておりましたものを改正後でございます、同じく、江府町大字佐川2番地、日野町江府町日南町衛生施設内に置くとして改正させていただきます。なお、附則といたしまして、この規約は、令和7年6月1日から施行するとしております。よろしくお願いいたします。

議案第47号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第48号

○議長（三好 晋也君） 追加日程第6、議案第48号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第48号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）でございます。本案は、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億3,200

0万9,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させていただきますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第48号、一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。議案書をご覧くださいと思います。歳入歳出それぞれ県道町道等の除雪費の増嵩によります追加。それと、先程ご承認いただきました補正予算（第11号）の14件に追加します1件の繰越明許費の補正をお願いするものでございます。すみません、はぐっていただきまして、6ページをご覧ください。事項別明細書の歳入になります。県支出金、県委託金、県道維持連携共同事業委託金1,600万円の増でございます。2月上旬の大雪によりまして見込みを大幅に上回る除雪経費となりました。歳出増に伴いまして、委託金を増額するものでございます。その下、繰入金、財政調整基金繰入金2,800万円の増です。歳出増に伴いまして、一般財源の不足分に充当するものでございます。続いて7ページをご覧ください。歳出です、総務費、総務管理費、移住定住促進事業費16万3,000円です。旧庁舎跡地の利用事業に係ります造成設計の増嵩が出てまいりました。事業内で組み替えを行うものでございます。その下、土木費、道路橋梁費です。2月上旬の大雪によりまして、町道、県道それぞれにつきまして年度末実績を見込み、補正予算（第11号）で2,000万の増額をお認めいただいたところでございますが、歳入でも申し上げましたように、この見込みを大幅に上回る除雪経費となりました。除雪委託料7,100万円の増額をお願いするものでございます。財政調整基金の先程の繰入れとそれから下の予備費2,700万円をこれに充当するものでございます。次に、3ページにお戻りください。議案第11号で繰越明許費をお認めいただいたところでございますが、一事業につきまして追加をお願いいたしたく提案するものでございます。いずれも、早期の執行を図るように努めてまいります。議案第48号、一般会計補正予算（第12号）の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第48号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

日程第４０ 発議第１号

○議長（三好 晋也君） 日程第４０、発議第１号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君） 失礼をいたします。

.....

発議第１号

令和７年３月２１日

江府町議会議長 三好晋也 様

提出者 江府町議会

総務経済常任委員会

委員長 川端登志一

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書の提出について
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第１４条の規定に基づき別紙のとおり提出いたします。

（意見書提出先） 内閣総理大臣、農林水産大臣

.....

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書（案）

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は食糧の６割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りにしました。特に昨年は、これまで「余っている」と言われていた米の在庫量が過去最低になり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起っています。

その原因は、政府が主食である米の需給と価格への責任を放棄したことにあります。稲作農家

の平均所得 1 万円（時給換算で 1 0 円）という状況下で米作りから撤退する農家が増え続けていることを考えれば、今後のこのような異常事態がしばしば起こると予想されます。

私たちは政府に対して、すべての国民に安全な食料を持続的に享受する権利を保障するよう求めます。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策をあらため、食料自給率の向上に向けた実効性のある施策を行うことが必要です。今こそ国産食料の増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換すべきと考えています。以上の趣旨から、次の事項を実現するよう求めます。

記

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民一人ひとりがこれ入手できる実効性のある施策として、国内食料を増産し、食料自給率の向上を図ること、とりわけ、改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、食料自給率の目標とこれを達成するための計画を明記し、農政の重点を据えること。
2. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。特にセーフティーネットとしての「食糧支援制度」や生産者の生業を支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への「所得補償制度」を確立すること。また、政府が主食の米について、価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
3. 全国の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援を拡充すること。また、地元産の安全な農畜産物・食品を活用する施策を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鳥取県日野郡江府町議会

議長 三好晋也

.....
以上であります。

○議長（三好 晋也君） 発議第 1 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 1 発議第 2 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 4 1、発議第 2 号、江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

阿部朝親君。

○議会改革調査特別委員会委員長（阿部 朝親君）

.....

発議第 2 号

令和 7 年 3 月 2 1 日

江府町議会議長 三好晋也 様

提出者 議会改革調査特別委員会

委員長 阿部朝親

江府町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

江府町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のとおり改正することについて、地方自治法第 1 1 2 条及び江府町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

議会改革調査特別委員会において、江府町議会の議員定数について調査検討し、江府町の人口減少状況、町民の意見等により、限界数ではあるが議員で一致して効率的な議会運営、議員活動が出来るとの結論から 9 人が適当であるとしたため。

.....

江府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

江府町議会の議員の定数を定める条例（平成 1 4 年江府町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前、改正後の表を付けております。ご覧いただきたいと思います。改正前、地方自治法

第91条第1項の規定に基づき、江府町議会の議員の定数は、10人とするとなっておりますが、今回改正後、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、江府町議会の議員の定数は、9人とするに改めます。附則、施行期日、この条例は、令和7年4月1日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

.....

以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 発議第2号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

発議第2号、本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。本案は、原案のとおり可決することに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第42 議員派遣の件について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、議長発議として、日程第42、議員派遣の件についておはかりをいたします。江府町議会会議規則第127条第1項に係る議員派遣1件について、お手元に配付のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、1件の議員派遣を行うことに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第43 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第44 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（三好 晋也君） 日程第43、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から、日程第44、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計2件を一括議題といたします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（三好 晋也君） おはかりいたします。本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決しました。

以上をもって、令和7年第2回江府町議会3月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時18分閉会
